

山口市税務地図情報システム賃貸借業務特記仕様書

山口市総務部資産税課

第1章 総則

（目的）

第1条 山口市税務地図情報システム賃貸借業務（以下「本業務」という。）は、地図データ（地番図、家屋図等）及び写真地図（航空写真オルソ画像）データと課税属性（土地課税台帳等）を一元管理することにより、課税客体内容を的確に把握し、照会、調査、評価等の固定資産税賦課業務の適正化、窓口対応の迅速化を図ることを目的とする。また、将来を見据え家屋課税台帳、家屋課税資料も一元管理することが可能である機能を有することとする。

（範囲）

第2条 本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、発注者が行う本業務について適用され、受注者が執行しなければならない一般的事項を定めたものである。

（準拠する法令等）

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）
- (2) 地方税法施行令（昭和25年法令第245号）
- (3) 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）
- (4) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (5) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (6) 不動産登記法（平成16年法律第123号）
- (7) 不動産登記令（平成16年法令第379号）
- (8) 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）
- (9) 山口市税条例（平成17年山口市条例第52号）
- (10) 山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号）
- (11) 山口市個人情報保護法施行条例（令和4年山口市条例第43号）
- (12) 山口市個人情報保護法施行細則（令和5年山口市規則第9号）
- (13) 山口市公共測量作業規程（平成17年山口市訓令第20号）
- (14) その他関係法令

（疑義）

第4条 本仕様書に記載のない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、受注者は協議の結果に基づき、発注者の指示により業務を実施するものとする。

（提出書類）

第5条 受注者は、本業務の実施にあたり、以下の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 作業工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 主任技術者及び現場代理人届（経歴書・資格書含む）
- (5) 照査技術者（空間情報総括監理技術者）の資格証明書の写し
- (6) その他発注者が必要と認める書類

（関係官庁署との折衝）

第6条 受注者は、本業務の実施にあたり、関係官公署との折衝が必要な場合で、発注者との協議を要するものについて、指示を受けて折衝するものとする。

(損害の賠償)

第7条 受注者は、本業務実施中に発注者及び第三者に損害を与える場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償などの責任は受注者が負うものとする。

(作業経過の報告)

第8条 受注者は、本業務の実施期間中において、発注者が必要と認めたときは、業務の途中経過をその都度報告するとともに、その指示に従うものとする。

(成果報告書の提出)

第9条 受注者は、本業務を完了した時は、遅滞なく本業務の成果に関する報告書を発注者に提出するものとする。

(検査)

第10条 受注者は、本業務の工程毎及び業務完了後、発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了するものとする。

2 前項の規定による修正に要する費用は、すべて受注者の負担とするものとする。

(成果品の瑕疵)

第11条 納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な修正を行うものとする。

2 前項の規定による修正に要する費用は、すべて受注者の負担とするものとする。

(成果品の帰属等)

第12条 本業務内で開発したプログラムについての著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、既存の権利保有部分や共同開発部分についてはこの限りではない。

(秘密の保持等)

第13条 受注者は、本業務の実施にあたり知り得た資料の内容及び関係情報については、第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後もまた同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 受注者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う際には、山口市個人情報保護法施行条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(再委託の制限)

第15条 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならない。ただし、発注者の承認を得た時は、この限りではない。

(委託期間)

第16条 本業務の委託期間は、契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとする。

(納入場所)

第17条 本業務の成果品の納入場所は、山口市総務部資産税課とする。

第2章 業務の概要

（業務の概要）

第18条 本業務は、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN-ASP」という。）を活用して、本市資産税課にて現在稼働中のクラウド版税務地図情報システム（GIS）及び電子住宅地図、電子機器等を継続して賃貸借・保守するものである。

（業務の内容）

第19条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 税務地図情報システム（GIS）LGWAN-ASP 使用 | 30 ライセンス |
| (2) 電子住宅地図使用 | 30 ライセンス |
| (3) 電子機器賃貸借 | 30 ヶ月 |
| (4) システム運用・保守 | 30 ヶ月 |

第3章 税務地図情報システム（GIS）LGWAN-ASP 継続使用

（稼働環境）

第20条 本業務で構築するシステム（以下「本システム」という。）についての稼働環境は、以下のとおりとする。

- (1) 税務地図情報システム（GIS）LGWAN-ASP 使用
クラウド版税務地図情報システムは、LGWAN-ASP を利用するものとし、別表1に示した2つの資格要件を満たすものとする。
- (2) サーバー
サーバーは受注者のデータセンターに設置された LGWAN-ASP を利用するものとし、別表2-1と同等以上のファシリティサービス（データセンター）及びホスティングサービス仕様とする。
また、その際のサービス品質保証は、別表2-2と同等以上の SLA 仕様とする。
- (3) クライアントパソコン
クライアントパソコンは既設の本市職員端末を使用する。
- (4) ブラウザは、Microsoft Edge を利用する。
- (5) カラー複合機
別表3と同等以上とし、発注者指定の場所に設置する。

（基本機能及びその他機能）

第21条 本業務で構築するシステムについての基本機能は、以下のとおりとする。

- (1) ユーザー管理機能
 - ① ユーザーIDやパスワードにより、アクセス制限が可能であること。
 - ② ユーザーのログ（利用者記録、エラー記録）管理が可能であること。
- (2) 検索機能
索引図検索、目標物検索、所在地番、所有者、棟番号、標準宅地、路線、標準宅地、状況類似地域、地番、ゼンリン住宅地図等からの検索が可能であること。
- (3) 地図操作機能
 - ① 地図の拡大・縮小、指定縮尺での表示、2画面表示、矢印キーによる地図の移動、スムーズスクロールによる地図の移動が可能であること。
 - ② 地図の回転、位置図の表示及び移動が可能であること。
 - ③ その他（スケールバー、縮尺、方位、凡例など）の表示が可能であること。
- (4) レイヤー設定機能
 - ① レイヤー（地番図、家屋図、路線価図、航空写真等）の選択で自由に地図の重ね合わせが可能であること。
 - ② レイヤーグループの設定・表示が可能であること。

- (5) 計測機能
 - ①画面上での距離や面積、画地の計測及び最小蔭地の検出が可能であること。
 - ②市街地宅地評価法及びその他宅地評価法の画地条件（間口・奥行・陰地割合）の計測が可能であること。
 - ③画面上での画地の計測時に正面、側方の価格逆転チェックが可能であること。
- (6) 地図属性の参照及び出力
 - 地図上の属性情報の参照、スポット情報の表示・非表示、外部出力（CSV 等）が可能であること。
- (7) 画像透過設定
 - 航空写真を主題図に重ねたときの視認性を確保するため、濃淡の調整が可能であること。
- (8) 解析機能
 - ①地図上の属性情報から色分け、文字表示が可能であること。
 - ②上記の表示設定が利用者から自由に設定が可能であること。
- (9) 台帳機能
 - 以下の各種台帳が検索・表示・印刷が可能であること。
 - ①土地課税台帳、土地評価調書
 - ②家屋課税台帳、家屋評価調書及び間取図
 - ③路線価台帳
 - ④標準宅地台帳、状況類似地域台帳
 - ⑤地価公示台帳
 - ⑥地価調査台帳
- (10) 印刷機能
 - ①PDF 形式に変換し、PDF 印刷イメージの確認、各種用紙に合わせた印刷設定が可能であること。
 - ②地図画面上に領域枠を配置し、領域印刷が可能であること。
 - ③印刷対象レイヤー、縮尺、整飾設定を固定した印刷が可能であること。
- (11) ユーザーカスタマイズ機能
 - ①ユーザーレイヤーを追加することが可能であること。
 - ②追加したレイヤーの公開・非公開の選択が可能であること。
 - ③ユーザーレイヤーの図形に対する属性項目の数や種類（文字・数値・日付）を利用者が自由に設定することが可能であること。
 - ④ユーザーデータは、利用者の権限によって、入力、参照、編集、削除等の利用制限を行うことが可能であること。
 - ⑤前年度までに記録した情報を円滑に継承することが可能であること。
- (12) 異動更新機能
 - ①登記済み通知書（土地）を元に、異動情報を入力することが可能であること。
 - ②法務局が発行する登記済み通知書データ（土地）をシステム内に取り込むことが可能であること。
 - ③登録した異動情報を元に、税務システム標準化に対応した課税電算システム登録用データを作成出来ること。また、異動情報ごとに処理状況を管理することが可能であること。
 - ④簡易な操作により分合筆等の地番図更新ができること。また、杭入力(端点距離)、分割線(筆界、評価分割)の入力が可能であること。
 - ⑤簡易な操作により新增築・滅失等の家屋図更新することが可能であること。
 - ⑥簡易な操作により路線図形および属性の入力、編集、削除することが可能であること。
- (13) グループウェア機能
 - ①各ユーザーが取得した情報のグループ内情報共有が可能であること。
 - ②掲示板へ書き込みの追加、更新、削除、ファイルの添付が可能であること。

(搭載地図)

第22条 本業務で運用する地図データ等は、以下のとおりとする。

(1) 税務地図データ

- ① 地番図（地番参考図）データ
- ② 家屋図データ
- ③ 写真地図（航空写真オルソ画像）データ
- ④ 状況類似区分図（標準宅地）データ
- ⑤ 路線図データ
- ⑥ 電子住宅地図データ
- ⑦ その他業務にて必要と思われる税務地図データ

(2) 税務情報データ

- ① 標準宅地台帳データ
- ② 状況類似地域台帳データ
- ③ 路線価台帳データ
- ④ 路線現況写真データ
- ⑤ 土地課税台帳データ
- ⑥ 家屋課税台帳データ
- ⑦ その他業務にて必要と思われる税務情報データ

(電子住宅地図の使用)

第23条 本作業は、株式会社ゼンリンより電子住宅地図（Zmap - TownⅡ 山口県山口市 最新版）を使用し、必要に応じて変換等を行い、本システムへインストールするものとする。なお、変換経費については本業務に含むものとする。

(電子機器の賃貸借)

第24条 本作業は、カラー複合機を調達し、発注者指定場所へ賃貸借するものとする。

第4章 システム運用・保守

(システム運用・保守)

第25条 受注者は、別表2-1 ファシリティサービス及びホスティングサービス、別表2-2 サービス品質保証（SLA）の適用範囲で、通常及び緊急時であっても、迅速に対応可能な運用・保守体制を整備するものとする。

第5章 成果品

(成果品)

第26条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|---|----------|
| (1) クラウド版税務地図情報システム (LGWAN-ASP) 使用許諾権 | 30 ライセンス |
| (2) 操作説明書及び操作説明書の電子ファイル | 一式 |
| (3) 稼動に必要なライセンス | 一式 |
| (4) ゼンリン社製 Zmap - TownⅡ（山口県山口市最新版）使用許諾権 | 30 ライセンス |
| (5) 運用検証報告書 | 一式 |
| (6) カラー複合機 | 1 台 |
| (7) その他関係資料 | 一式 |

別表 1 税務地図情報システム

税務地図情報システム仕様（1 式）

種別	要求仕様
資格要件 1	地方公共団体情報システム標準化の運営主体である一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）により「地域情報プラットフォーム（GIS ユニット）」に準拠登録された製品であること。
資格要件 2	LGWAN の運営主体である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）により「総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスリスト（地理情報共有）」に登録されたアプリケーションサービスであること。

別表 2－1 ファシリティサービス及びホスティングサービス

ファシリティサービス及びホスティングサービス仕様（1 式）

種別	要求仕様
前提条件	LGWAN（総合行政ネットワーク）を利用したアプリケーションサービスの運用にあたり、以下のファシリティサービス仕様、ホスティングサービス仕様の条件を満たすこととする。
資格要件	LGWAN の運営主体である地方公共団体情報システム機構により「総合行政ネットワーク ASP ホスティングサービスリスト」に登録されたホスティングサービスであること。
ファシリティサービス（データセンター）仕様	I. 設置環境 （1）建物及び室は、火災、水、落雷、電界、磁界及び空気汚染の被害を受ける恐れのない場所に設けること。 （2）設置場所であることの所在を明記しないこと。 （3）外部及び共用部分に面する窓は、防災、防犯の措置及び外光による影響を受けない措置を講ずること。 （4）出入口は、不特定多数の人が利用する場所を避けるとともに、入退室の管理を行うこと。 （5）24 時間 365 日の有人入退館管理が行われ（入退館できること）、入退館の記録が一定期間保管されていること。 （6）建物及び室は、建築基準法に規定する耐火性能を有すること。 II. 電源設備 （1）機器の所要電力を安定的に供給できること。LGWAN-ASP 接続設備を設置する場合は、供給電源として、単相 100V の電圧並びに 1.5KVA 以上の所要電力を安定的に供給できること。 （2）電源設備は、専用の分電盤又は専用の電源配線によるコンセントを設けること。 （3）自家発電装置等による二系統受電による電力供給の冗長化設備（24 時間以上の稼働）を設けること。 （4）無停電電源装置の二重化を実施し、自家発電装置が起動するまでの間もサーバー機器等へ安定した電源供給を行い、障害時等における電源が確保されていること。 III. 空調調和設備 （1）機器の動作環境に配慮し適切な空気調和設備を設置すること。 （2）空気調和設備は、防災、防犯及び水漏れ防止の措置を行い、多重化による冗長化構成を設けること。 IV. 監視設備 （1）建物及び室の人の出入り、防災設備及び防犯設備の作動、電源設備及び空気調和設備の稼働状況について有人および監視カメラにより 24 時間 365 日の監視を実施すること。 （2）サーバー設置スペースへは監視カメラ、IC カード、パスワード入力、生体認証等による複合認証による入退室管理を実施すること。

	V. 地震対策 (1) 建物及び室は地震の被害の恐れのある場所、位置を避けて設置すること。 (2) 建物は、建築基準法（関連法規）に規定する耐震構造とすること。 (3) 震度 7 クラスの地震でも致命的な被害を受けない耐震性能を有していること。
ホスティングサービス仕様	I. セキュリティ対策 (1) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）適合性評価制度の認定を受けていること。 (2) 外部機関によるセキュリティ等の監査を定期的に（年 1 回以上）受けていること。 (3) 外部のネットワークに接続する箇所にはファイアウォールが設置され、ファイアウォールの状況は常時監視されていること。 (4) コンピュータウィルスソフトが導入され、パターンファイルはベンダーより配信後、1 時間以内に適用を行い最長で 24 時間以内に最新の状態が保たれていること。 (5) OS、ミドルウェア、アプリケーション等のソフトウェアの脆弱性が発見され、開発元から対策が提供されたときは、2 営業日以内に適用の要否の判断を行い、協議のうえ対策が必要であると判断された場合には、検証後速やかに当該対策の実施が行われること。 (4) プラットフォーム（CPU、メモリ、ハードディスク、ネットワークなど）に対して、死活監視（監視間隔は 1 分、リトライ判定は 3 回）、リソース監視、プロセス監視等本サービスの継続性を確保するための監視が常時行われていること。 II. 不正監視・追跡対策 (1) 本システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、本システムの利用記録、例外的事象の発生等に関するログを蓄積し、1 年間保管すること。

別表 2－2 サービス品質保証（SLA）
サービス品質保証（SLA）仕様（1 式）

種別	要求仕様
サービス提供時間	本サービスの提供時間は 24 時間 365 日とする。ただしメンテナンス等計画停止に伴うサービスの停止は除くものとする。
定期メンテナンス	実施日：毎月第 3 水曜日 午後 6 時 30 分～午前 0 時 通知日：実施の約 2 週間より前 定期メンテナンス日の変更、中止を行う場合は定期メンテナンス実施の 2 週間前までにサービス利用者へ変更又は中止の旨を通知し了承を得るものとする。
緊急メンテナンス	サービス停止を伴う緊急メンテナンスの場合は原則午後 6 時以降に行うものとし、必要に応じて直前の通知により実施するものとする。
サポート対応範囲	システムの操作方法など、サービス利用者からの問い合わせ対応を行うものとする。
問い合わせ先（一次受付窓口）	電話受付時間：土日祝日を除く平日 午前 8 時 30 分～午後 6 時 電子メール：24 時間 365 日 ただし、別途定める休業日および年末年始を除くものとする。
障害監視	本サービスの提供環境（CPU、メモリ、ハードディスク、ネットワークなど）に対して、死活監視（監視間隔は 1 分）、リソース監視、プロセス監視等本サービスの継続性を確保するための監視を常時行うものとする。
バックアップ	障害に備えて、外部記憶媒体にデータのバックアップを日次で行い、3 世代以上のバックアップを保存するものとする。

データ復旧	障害でデータ復旧が必要となった場合、データの復旧時間は 24 時間以内とし最大で 3 営業日以内に復旧を行うものとする。ただし、復旧するデータの容量、内容により事前にサービス利用者より遅延の了解を得た場合は除くものとする。
ウィルス対策	コンピュータウィルス対策ソフトが導入され、パターンファイルはベンダーより配信後、1 時間以内に適用を行い、最長で 24 時間以内に最新の状態を保ち、定期的なスキャンとあわせてウィルス対策を実施することとする。
セキュリティパッチ対策	OS、ミドルウェア、アプリケーション等のソフトウェアの脆弱性が発見され、開発元から対策が提供されたとき、2 営業日以内に適用の要否の判断を行い、協議のうえ対策が必要であると判断された場合には、検証後速やかに当該対策を実施することとする。
サービスの変更および終了	本サービスの変更を実施する場合は 3 か月前までに告知し、変更の 1 か月前までにテスト・検証の環境を用意しサービス利用者に検証期間を提供することとする。 本サービスを終了する場合は 3 か月前までに告知することとする。
サービス品質保証の見直し	本サービスのサービス品質保証は必要に応じて見直しを行うものとする。

別表 3

カラー複合機

種別	要求仕様
本体台数	1 台
形式	コンソールタイプ
プリント方法	LED ゼログラフィー
メモリ容量	4GB 以上
内臓HDD	160GB 以上
印刷方式	カラーレーザー
解像度	1200×2400dpi 以上
印刷速度	A4 カラー45 枚／分以上 モノクロ 45 枚／分以上、A3 カラー22 枚/分、モノクロ 22 枚/分
用紙種類等	最大 2340 枚
その他	国際エネルギースタープログラムに適合
形式	カラーキャナー
読取解像度	600×600dpi 以上
インターフェイス	Ethernet 1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T
その他機能	ボックス保存、PC 保存、メール送信